

平成19事業年度

財務諸表添付書類

決算報告書

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

【平成19事業年度決算報告書】

法人全体	1
一般勘定	2
電源利用勘定	3
【監事の意見書】	4
【独立監査人の監査報告書】	6

【 平成19事業年度決算報告書 】

平成19事業年度 決算報告書

(単位:円)

区分	予算額 ①	決算額 ②	差額 ②-①	備考
収入				
運営費交付金	163,224,217,000	163,224,217,000	0	
施設整備費補助金	23,431,411,000	23,373,417,000	△ 57,994,000	(注1)
国際熱核融合実験炉研究開発費 補助金	3,071,882,000	3,071,882,000	0	
受託等収入	2,396,975,000	16,846,393,791	14,449,418,791	(注2)
その他の収入	2,906,461,000	3,627,095,345	720,634,345	(注3)
廃棄物処理処分負担金	11,000,000,000	9,420,309,147	△ 1,579,690,853	(注4)
計	206,030,946,000	219,563,314,283	13,532,368,283	
支出				
一般管理費	19,203,519,000	18,300,356,442	△ 903,162,558	(注5)
(公租公課を除く一般管理費)	10,290,241,000	10,003,457,199	△ 286,783,801	
うち、人件費(管理系)	6,018,923,000	5,905,720,460	△ 113,202,540	(注6)
うち、物件費	4,271,318,000	4,097,736,739	△ 173,581,261	(注7)
うち、公租公課	8,913,278,000	8,296,899,243	△ 616,378,757	(注8)
事業費	151,807,159,000	146,977,883,021	△ 4,829,275,979	
うち、人件費(事業系)	46,026,679,000	45,345,485,590	△ 681,193,410	(注6)
うち、物件費	105,780,480,000	101,632,397,431	△ 4,148,082,569	(注9)
施設整備費補助金経費	23,431,411,000	23,197,346,748	△ 234,064,252	(注10)
国際熱核融合実験炉研究開発費 補助金経費	3,071,882,000	3,071,570,797	△ 311,203	(注11)
受託等経費	2,396,975,000	16,777,563,806	14,380,588,806	(注2)
廃棄物処理処分負担金繰越	6,120,000,000	5,052,143,138	△ 1,067,856,862	(注12)
計	206,030,946,000	213,376,863,952	7,345,917,952	

- (注1) 次年度への繰越等による減
(注2) 受託事業等の増
(注3) 事業外収入等の増
(注4) 廃棄物処理処分負担金の減
(注5) 一般管理費には、各研究開発拠点の管理業務を実施するために要する経費が含まれているため、損益計算書上の一般管理費とは一致しておりません。
(注6) 給与構造改革等による減
(注7) 経費節減等による減
(注8) 固定資産税等による減
(注9) 次年度への繰越等による減
(注10) 経費節減等による減
(注11) 経費節減による減
(注12) 廃棄物処理処分負担金繰越の減

平成19事業年度 決算報告書

(一般勘定)

(単位:円)

区分	予算額 ①	決算額 ②	差額 ②-①	備考
収入				
運営費交付金	58,768,083,000	58,768,083,000	0	
施設整備費補助金	18,291,791,000	18,291,791,000	0	
国際熱核融合実験炉研究開発費補助金	3,071,882,000	3,071,882,000	0	
受託等収入	414,330,000	6,548,471,978	6,134,141,978	(注1)
その他の収入	1,170,426,000	1,236,946,329	66,520,329	(注2)
計	81,716,512,000	87,917,174,307	6,200,662,307	
支出				
一般管理費	8,258,941,000	7,904,314,708	△ 354,626,292	(注3)
(公租公課を除く一般管理費)	5,094,118,000	4,940,108,680	△ 154,009,320	
うち、人件費(管理系)	3,073,581,000	2,966,431,408	△ 107,149,592	(注4)
うち、物件費	2,020,537,000	1,973,677,272	△ 46,859,728	(注5)
うち、公租公課	3,164,823,000	2,964,206,028	△ 200,616,972	(注6)
事業費	51,679,568,000	52,653,769,594	974,201,594	
うち、人件費(事業系)	24,086,526,000	23,484,999,385	△ 601,526,615	(注4)
うち、物件費	27,593,042,000	29,168,770,209	1,575,728,209	(注7)
施設整備費補助金経費	18,291,791,000	18,123,198,612	△ 168,592,388	(注8)
国際熱核融合実験炉研究開発費補助金経費	3,071,882,000	3,071,570,797	△ 311,203	(注9)
受託等経費	414,330,000	6,518,332,854	6,104,002,854	(注1)
計	81,716,512,000	88,271,186,565	6,554,674,565	

(注1) 受託事業等の増

(注2) 廃棄物処理事業収入等の増

(注3) 一般管理費には、各研究開発拠点の管理業務を実施するために要する経費が含まれているため、損益計算書上の一般管理費とは一致していません。

(注4) 給与構造改革等による減

(注5) 経費節減等による減

(注6) 固定資産税等による減

(注7) 前年度からの繰越等による増

(注8) 経費節減による減

(注9) 経費節減による減

平成19事業年度 決算報告書

(電源利用勘定)

(単位:円)

区分	予算額 ①	決算額 ②	差額 ②-①	備考
収入				
運営費交付金	104,456,134,000	104,456,134,000	0	
施設整備費補助金	5,139,620,000	5,081,626,000	△ 57,994,000	(注1)
受託等収入	1,982,645,000	10,297,921,813	8,315,276,813	(注2)
その他の収入	1,736,035,000	2,390,149,016	654,114,016	(注3)
廃棄物処理処分負担金	11,000,000,000	9,420,309,147	△ 1,579,690,853	(注4)
計	124,314,434,000	131,646,139,976	7,331,705,976	
支出				
一般管理費	10,944,578,000	10,396,041,734	△ 548,536,266	(注5)
(公租公課を除く一般管理費)	5,196,123,000	5,063,348,519	△ 132,774,481	
うち、人件費(管理系)	2,945,342,000	2,939,289,052	△ 6,052,948	(注6)
うち、物件費	2,250,781,000	2,124,059,467	△ 126,721,533	(注7)
うち、公租公課	5,748,455,000	5,332,693,215	△ 415,761,785	(注8)
事業費	100,127,591,000	94,324,113,427	△ 5,803,477,573	
うち、人件費(事業系)	21,940,153,000	21,860,486,205	△ 79,666,795	(注6)
うち、物件費	78,187,438,000	72,463,627,222	△ 5,723,810,778	(注9)
施設整備費補助金経費	5,139,620,000	5,074,148,136	△ 65,471,864	(注10)
受託等経費	1,982,645,000	10,259,230,952	8,276,585,952	(注2)
廃棄物処理処分負担金繰越	6,120,000,000	5,052,143,138	△ 1,067,856,862	(注11)
計	124,314,434,000	125,105,677,387	791,243,387	

(注1) 次年度への繰越等による減

(注2) 受託事業等の増

(注3) 事業外収入等の増

(注4) 廃棄物処理処分負担金の減

(注5) 一般管理費には、各研究開発拠点の管理業務を実施するために要する経費が含まれているため、損益計算書上の一般管理費とは一致しておりません。

(注6) 給与構造改革等による減

(注7) 経費節減等による減

(注8) 固定資産税等による減

(注9) 次年度への繰越等による減

(注10) 次年度への繰越等による減

(注11) 廃棄物処理処分負担金繰越の減

【 監 事 の 意 見 書 】

平成 20 年 6 月 24 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 岡崎 俊雄 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
監 事 中村 豊
監 事 富田 祐介

平成 19 事業年度独立行政法人日本原子力研究開発機構財務諸表及び決算
報告書に関する意見について

平成 20 年 6 月 23 日付けにより依頼のありました標記については、別添の
とおりです。

(別添)

平成 19 事業年度独立行政法人日本原子力研究開発機構財務諸表
及び決算報告書に関する意見について

平成 19 事業年度独立行政法人日本原子力研究開発機構財務諸表及び
決算報告書は、適正かつ妥当であると認めます。

平成 20 年 6 月 24 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

監 事 中 村 豊 ⑩

監 事 富 田 祐 介 ⑩

【 独立監査人の監査報告書 】

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 6 月 20 日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 岡崎 俊雄 殿

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 泉澤 俊一 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武久 善栄 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別損失の処理に関する書類（案）及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書、すなわち、すべての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構の一般勘定、電源利用勘定に係る各勘定別財務諸表（損失の処理に関する書類（案）並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上